

佐久市文化財保護審議会会議次第

日 時 平成 24 年 6 月 26 日 (火)
午前 10 時～
場 所 野沢会館 203 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議内容

協議事項

(1) 岩村田若宮神社祇園社神輿の文化財指定について . . . 資料 1

諮問
答申

(2) 佐久市文化財指定の基準 (案) について . . . 資料 2

報告事項

(1) 旧中込学校について . . . 資料 3

(2) 国史跡龍岡城跡保存管理計画の策定について . . . 資料 4

(3) 八幡神社について . . . 資料 5

(4) 前山城跡の歩道整備について . . . 資料 6

(5) 「嫗の石像」の標柱修繕について . . . 資料 7

(6) 倉沢薬師堂の修繕要望について . . . 資料 8

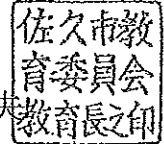
その他

4 閉 会

24佐教文財第57号
平成24年6月26日

佐久市文化財保護審議会
会長 丸山 正俊 様

佐久市教育委員会
教育長 土屋 盛夫



佐久市文化財の指定について（諮問）

佐久市文化財保護条例第4条第1項に規定する市指定有形文化財の指定について、同条例第4条第3項に基づき、下記の物件について諮問します。

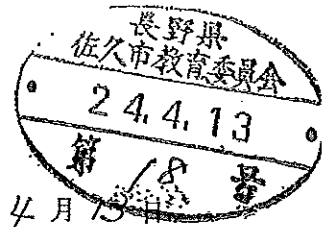
記

平成24年度 佐久市指定文化財候補

番号	種別	分野	名称	員数	所有者	所在地
1	有形文化財	美術・工芸品	いわむらだわかみやじんじやごおんしゃみこし 岩村田若宮神社祇園社神輿 つけたり (附 平成修理解体部材一式)	1基	荒宿区	佐久市岩村田543 ごおんてんのうしやごうくら 祇園天王社御蔵

指定調書

岩村田若宮神社祇園社神輿(附 平成修理解体部材一式)	
員数	1基
時代	江戸時代
法量	幅・奥行 約3.4尺(1030mm) 高さ約4.5尺(1341mm)
所有者	岩村田 荒宿区
所在地	佐久市岩村田543 祇園天王社御蔵
文化財の概要と価値	
<p>岩村田の祇園祭は若宮八幡宮の境内にある祇園牛頭天王社の祭礼であり、応永年間から続くとされるお祭りであり、その御神体を奉じた神輿は地域の若者により各町内を練り歩き、お祭り全体を盛り上げる活力となってきた。</p> <p>今回市有形文化財として指定申請を行う岩村田神輿は、4周に鳥居を構えて威垣(おどしかき)で周囲を結界した基台、その中央に組み立てる方1間、宝形造・照りむくりの葺手隅木付板屋根(屋蓋)を有する小建築となっており、屋蓋頂部は露盤を置き鳳凰を掲げている。</p> <p>この神輿の最大の注目点は露盤にある墨書である。屋蓋露盤銘に「奉天保十一年子六月／江戸大傳町三丁目／大(以下数文字は穴傷で判読不能)作／■■／■■／屋号(四角に万)万屋／利兵衛」と書かれており、これにより、岩村田神輿は天保11年に江戸の万屋の作であることが判明した。</p> <p>また、組物・木鼻・彫刻など随所に天保期の建築様式がしのばれ、長押類・床板などにも多くの当初部材を留めていた。</p> <p>このように、造立年と造られた場所が明らかであり、また、オリジナルの部材を多く留める岩村田若宮神社の神輿は大変貴重な神輿であるため、岩村田地域繁栄の歴史を知るうえでも大変貴重な文化遺産として市の指定文化財に指定して保存継承に努めることに十分な意義を持つ。</p> <p>なお、この神輿は現在も祭礼に使用されているため、平成23年の解体修理により破損部分の修復と、構造的な強固さを確保するための補強材の取替・新設及び当初材の取替も行った。</p> <p>今回の修復により取り替えた当初材は、すべて部材リストを作成し保存箱に一括保管されており、神輿とともに指定文化財の附(ついたり)として申請する。</p>	



平成24年4月15日

佐久市教育委員会 様

申請者 住所 佐久市岩村田 474

氏名 荒宿区 区長 吉澤勝利



佐久市有形文化財指定申請について

このことについて、下記の物件を佐久市有形文化財に指定してください。

1 種 別

小建築

2 名 称

岩村田若宮神社祇園社神輿（岩村田神輿）

（附 平成修理解体部材一式）

3 所在地

佐久市岩村田 543 浅間会館敷地内 祇園天王社御蔵

4 所有者住所・氏名

佐久市岩村田 474（区長住所） 区長 吉澤勝利

5 申請理由

佐久市岩村田で600年以上続くとされる祇園祭で、御神体を納めた岩村田神輿は、長年に渡り地域の若者数十人による奉仕により町内を練歩き、お祭りを盛り上げる活力となってきた。更に、荒宿区の里宮に一晩納められ多くの住民の参拝を受け人々の信仰のよりどころとなっている。

また、岩村田地域繁栄の証として天保期当初の部材を多く留め、さらには貴重な紀年銘を持つ神輿として建築史的価値が高く、保存継承に努める意義を持つため申請するものである。

そのため、平成23年に解体修理された際に解体されたオリジナルの部材一式【岩村田神輿平成修理解体部材調書参照】についても岩村田神輿と併せ申請をする。

6 物件概要

別紙学術的所見文 P2（4. 岩村田神輿の建築形式参照）

及び岩村田神輿平成修理解体部材調書参照

7 物件の現状及び現在までの保存の経緯

内藤家の陣屋敷地（現浅間会館）において保存されていたものとおもわれる。

昭和40年代頃から現浅間会館敷地内の御蔵で保存されている。

また、経年の傷みが蓄積し平成22年10月～同23年6月まで保存会により修理が施された。（神輿が製作されて以来、大がかりな修理は初めてである。）

8 物件の将来にわたる保護の概要

現在も祭礼で使用されているため、破損部分の回復と同時に、構造的な強固さを確保する事を主眼に置いた修理を行っている（上記7明記）。その際、取替え・新設によ

る取り外されたオリジナルの部材（平成修理解体部材）は、補修の記録とともに保存部材として保存箱により一括して保管を行う。また、今後の使用による破損、損傷については、必要に応じ修復を行っていく。更に、新たな神輿を作成し祭礼で使用するようになった場合は、指定された文化財について適正な管理を行っていく。

なお、上記3所在地において保管を行い、荒宿区、荒宿区年番、保存会において以上の保護・維持管理を行っていく。

(添付資料)

1 調査写真

2 物件の学術的資料

- ・岩村田神輿についての所見 執筆：横浜国立大学准教授 大野敏氏 執筆
- ・他の地域における文化財指定を受け現在も祭事に使用されている神輿の一例

万屋利兵衛について

万屋利兵衛に関する資料は極めて少なく詳細を調べることは極めて困難である。今回、神輿保存会により調査した結果、万屋利兵衛により製作されたものは岩村田神輿を含め3点存在することが分かった。

一つ目は、岩村田神輿について改めて明記すると今回の修理において神輿屋根の上部（鳳凰の下）の露盤の内部より「奉天保十一年子六月／江戸大傳町三丁目／大（以下数文字は穴傷で読めず）作／■■／■■／屋号（四角に万）万屋／利兵衛」とあり、天保十一年（1840）に江戸において万屋利兵衛により製作されたことがわかる。

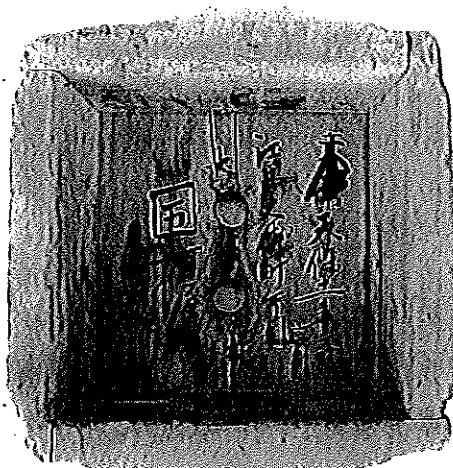
二つ目は、東京都中央区佃の住吉神社における八角神輿である。この神輿は、天保九年（1838）に芝大門の万屋利兵衛により製作されたことが明らかになっている。

三つ目は栃木県栃木市のとちぎ秋まつりにおける倭町一丁目の獅子頭（雄獅子、雌獅子）である。この獅子頭は明治七年（1874）に江戸小細町の万屋利兵衛により製作され、金61円で購入したと記録されている。

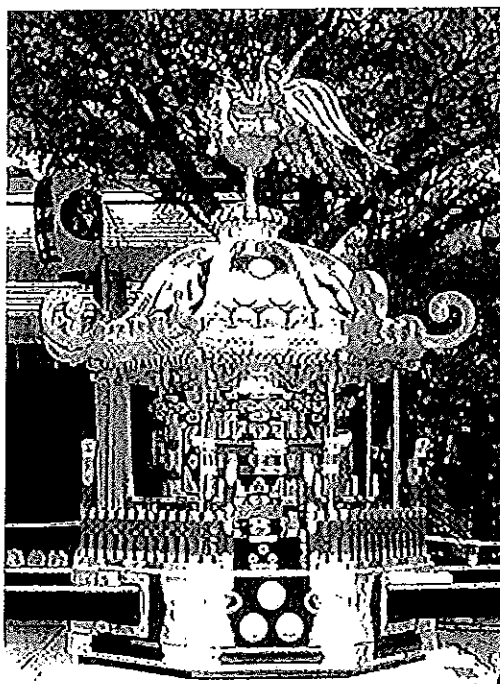
3つの資料により万屋利兵衛について分かる点は、3点とも町は違うものの江戸にいくつもの同じ業者が点在したとは考えにくくほぼ同一の万屋利兵衛と見てよい。また、岩村田神輿と佃の神輿を比較したときの共通点として神輿の胴内部にまで漆が施されており全国的にも神輿の内部まで漆を塗ることは珍しい。また、飾り金具の模様なども似ている点が多い。

住吉神社の古文書によると八角の神輿は当時、万屋利兵衛の店先に非売品で飾られていたという。これを町の人がお金を出し合い、なんとか購入することができたという。また明治8年には倭町において獅子頭を購入したという記録を踏まえると、万屋利兵衛は幕末から明治にかけて神輿や祭り道具を製作した工房で江戸だけでなく関東周辺に商品を納入するほど大きな店であったことが推測される。

岩村田神輿保存会



岩村田神輿露盤内部に書かれた墨書
「奉天保十一年子六月／江戸大傳町三丁目／大（以下数文字は穴傷で読めず）
作／■■／■■／屋号（四角に万）万屋／利兵衛」



東京佃の住吉神社八角神輿



栃木県栃木市倭町一丁目の獅子頭（雄獅子、雌獅子）

佐久市文化財指定基準(案)

佐久市文化財保護条例（平成17年条例第221号）第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項の規定に基づき、佐久市教育委員会が行う文化財の指定の基準は、この佐久市文化財指定基準による。

第1 佐久市指定有形文化財

1 建造物等

建造物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（石塔、鳥居等）の建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的又は技術的に優秀なもの

イ 歴史的又は学術的価値の高いもの

ウ 流派的又は地域的特色において顕著なもの

2 絵画・彫刻・工芸品

(1) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの

(2) 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの

(3) 題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特色があり、意義の深いもの

(4) 流派的又は地域的特色において顕著なもの

3 書跡・典籍

(1) 書跡類のうち書道史上重要と認められるもの

(2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認めるもの

(3) 典籍類のうち版本類（版木を含む。）は、印刷史上重要と認められるもの

(4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(5) 書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色において顕著なもの

4 古文書

(1) 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの

(2) 日記、記録類（絵図又は系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの

- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 近世及び近代の古文書、日記、記録類等で町村制度、年貢、土地、諸産業、工事、支配、戸口、交通、交易、宗教、凶災、教育、文化等に係るもので、地域的又は学術的価値の高いもの

5 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は佐久市の歴史上重要と認められるもの

6 歴史資料

- (1) 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの
- (2) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの
- (3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの

第2 佐久市指定無形文化財

1 芸能

- (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術的価値の高いもの
 - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 芸術的価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、流派的又は地域的に特色があるもの
- (2) (1) の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

2 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウのいずれかに該当するもの

- ア 芸術上価値の高いもの
- イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
- ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的特色が顕著なもの

第3 佐久市指定有形民俗文化財

(1) 次に掲げる有形民俗文化財のうちその形態、製作技法、用法等において、市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等

ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等

エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等

オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、若者宿等

キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等

ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

(2) (1) のアからコに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次のアからカまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を知る上で重要と認められるもの

ア 歴史的変遷を示すもの

イ 時代的特徴を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

エ 技術的特色を示すもの

オ 生活様式的特色を示すもの

カ 職能の様相を示すもの

第4 佐久市指定無形民俗文化財

- (1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 由来、内容等において市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの
- (2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの
- (3) 民俗技術のうち次のアからウのいずれかに該当し、特に重要なもの
 - ア 技術の発生又は成立を示すもの
 - イ 技術の変遷の過程を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの

第5 佐久市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原型を保っているもので学術上価値のあるもの

- ア 貝塚、集落跡、墳墓その他生活に関する遺跡
- イ 城館、国府跡、屋敷その他政治・軍事に関する遺跡
- ウ 社寺の跡その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 教育研究施設、文化施設その他教育・学術・芸術に関する遺跡
- オ 災害関連施設、医療関連施設その他社会生活に関する遺跡
- カ 交通・通信施設、治水施設、その他都市構造に関する遺跡
- キ 商業・金融施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

第6 佐久市指定旧蹟

- (1) 佐久市指定史跡に準ずるもので、歴史の正しい理解のために欠くことができず、その遺構に歴史的価値の痕蹟が残っているもの又は旧態を推定し得るもの
- (2) 墓石、石碑その他歴史的価値のある記念物

第7 佐久市指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので古くから名所として知られているもの又は芸術的若しくは学術的価値の高いもの

ア 公園、庭園等

イ 橋梁、築堤等

ウ 花樹、草木、紅葉、緑樹等の叢生^{そうせい}する場所

エ 鳥、獣、魚、虫等生息する場所

オ 岩石、洞穴

カ 溪谷、瀑布、溪流、深淵^{ふかふち}

キ 湖沼、湿原、浮島、湧泉

ク 火山、温泉

ケ 山岳、丘陵、高原、平原、河川

コ 展望地点

第8 佐久市指定天然記念物

1 動物

次に掲げる動物のうち学術上貴重で佐久市で自然を記念するもの

ア 日本特有の動物で著名なもの及びその生息地

イ 学術上保存を必要とするもの及びその生息地

ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚^{しゅう}

エ 特に貴重な動物の標本

2 植物

次に掲げる植物のうち学術上貴重で佐久市の自然を記念するもの

ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹^{きこうじゆ}、栽培植物の原木、並木、社叢

イ 代表的な原始林、稀有な森林植物相

ウ 池泉、温泉、湖沼、河等の水草類、藻類^{そう}、蘚苔類^{せんたい}、微生物等の生じる地域

エ 代表的な植物帯及び特異地域の植物群落

オ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

カ 植物分布の顕著な限界地

キ 栽培植物の顕著な自生地

ク 稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地

3 地質鉱物

次に掲げる地質鉱物のうち学術上貴重で佐久市の自然を記念するもの

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 地層の整合及び不整合
- ウ 地層の褶曲及び衝上^{つきあげ}
- エ 地震断層など地塊運動に関する現象
- オ 洞穴
- カ 岩石の組織
- キ 温泉及びその沈澱物
- ク 風化及び侵蝕による地質現象
- ケ 生物の働きによる地質現象
- コ 硫気孔及び火山活動によるもの
- サ 氷雪霜の営力による現象
- シ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 天然保護区域

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

附則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

この施行期日以前の基準に基づき指定された佐久市の文化財は、従前の判断による。

【補足説明】

※上記は、「東京都文化財指定基準」を参考に作成したものであり、佐久市に特段該当しないと判断される「海」等に関連する記述は除いて基準（案）を作成しました。

また、記述中の「古文書」とは、広い意味での「古い文書」をいうもので、歴史資料とは別に分類するものとして東京都の例に倣っています。

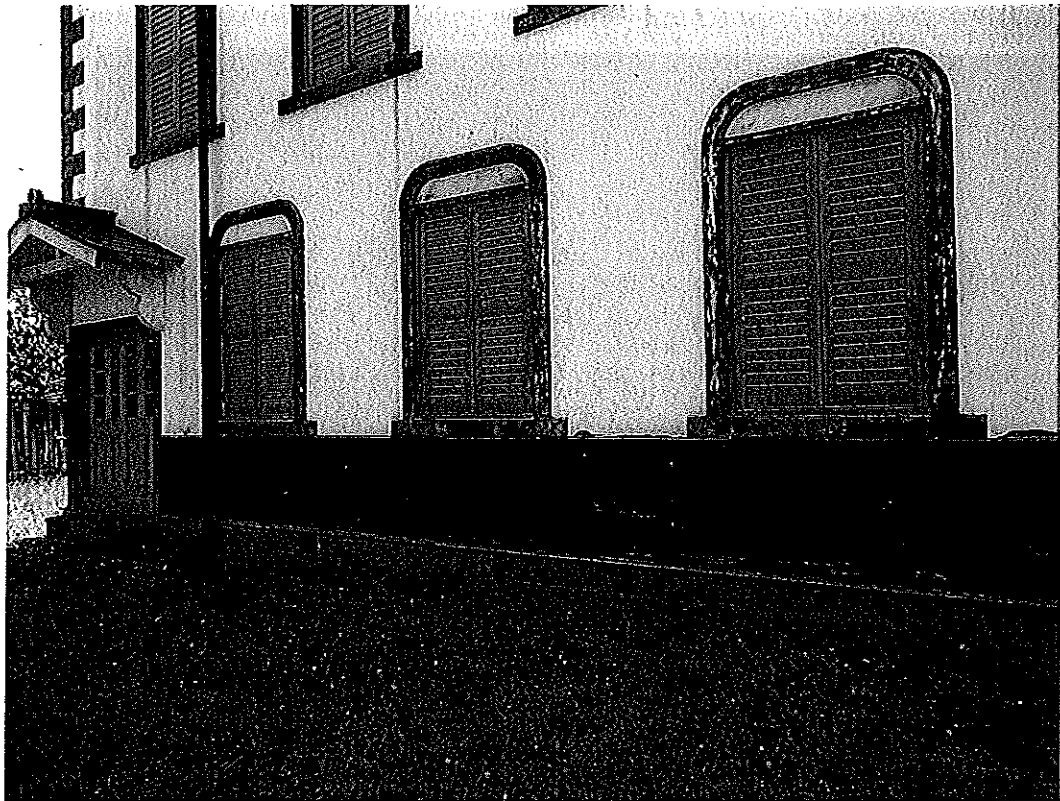
【申請に際しての要件】

1. 申請者が、所有者又は管理者など明確であること。
(申請案件全体の責任者が明確に示されている。)
2. 継続的な保存、継承が可能であること。
(将来の管理形態等が明確に示されている。保管場所、保存経費とその負担などが確認できることで継続性が担保されていること。)
3. 対象案件の地域的な関わりが検証されていること。
(市又は地域における関わりが明確に示されており、文化財としての指定に相応しい内容であること。)
4. 対象案件の歴史的、学術的な価値が検証されていること。
(案件に関わった時代の考察、特異な技巧・技術、作者などが検証されている。専門家の意見等、多角的な検討がなされている。)
5. その他、申請案件を文化財として指定するに相応しい内容の記載がされていること。
(他の類似事例との検証などがされている。この基準を示すことで、文化財保護審議委員の検討を加えやすくすることができる。)

※申請に際して、これらの要件は事前に事務局で整理し、文化財保護審議会に諮ることになります。

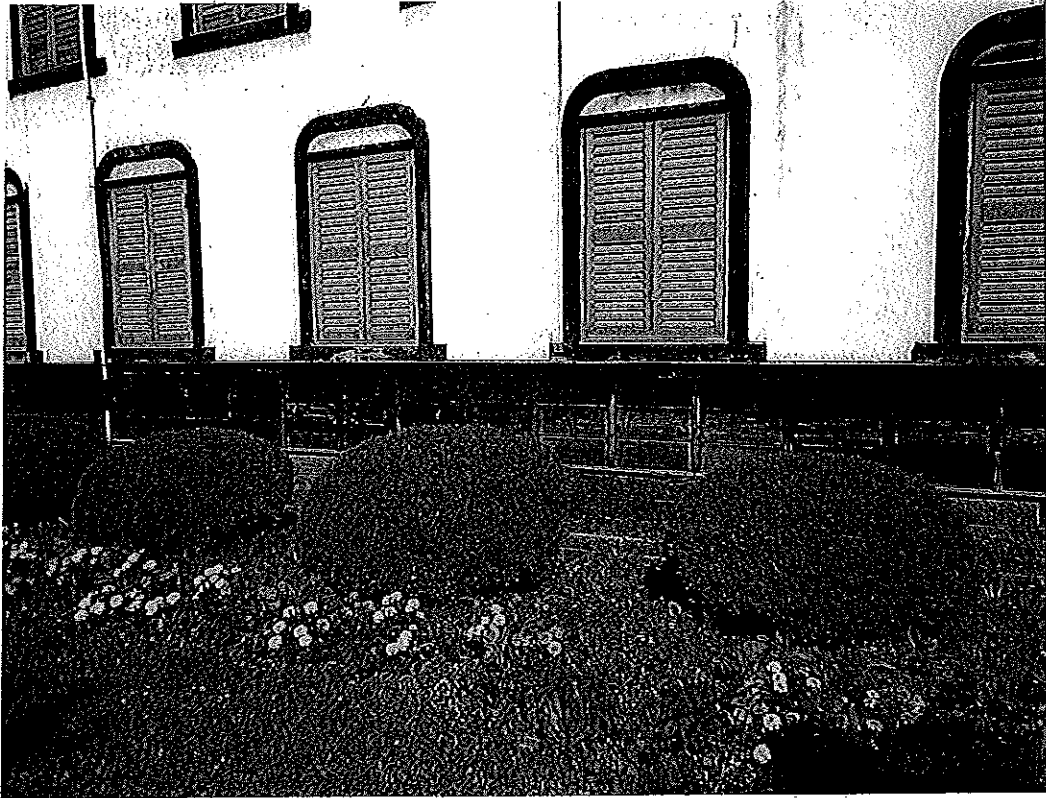
旧中込学校 現状写真

北面外壁

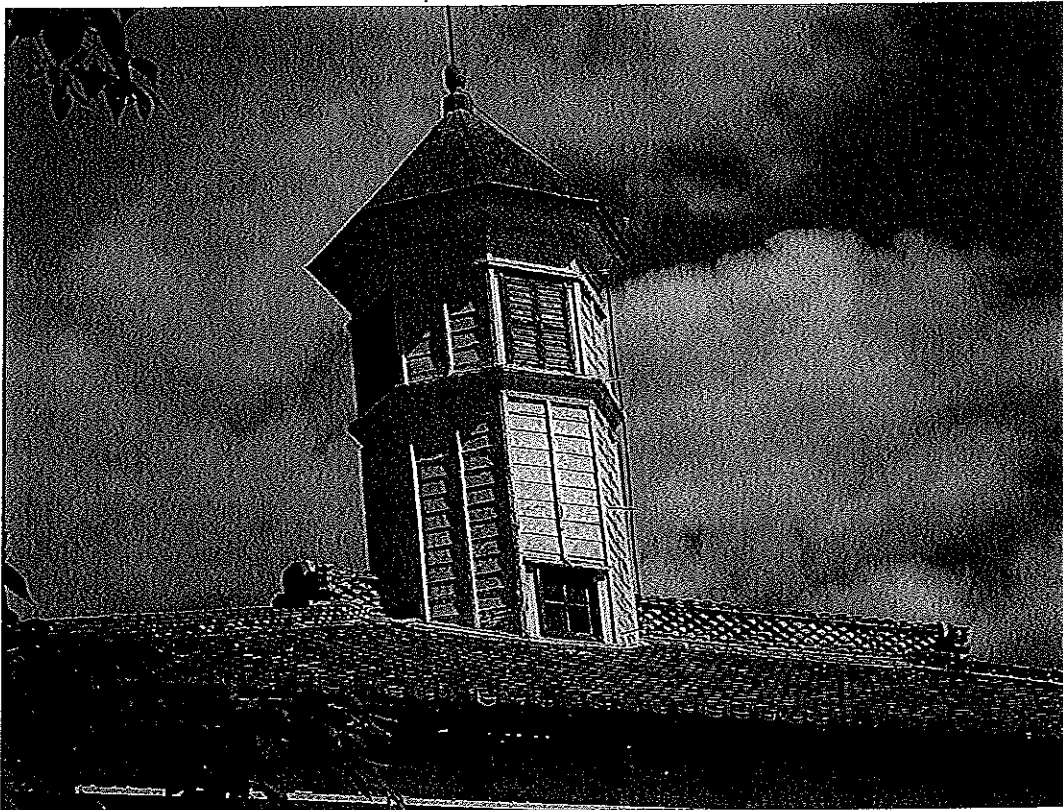


旧中込学校 現状写真

南面外壁



太鼓楼の状況



平成24年度旧中込学校開校日記念事業実施要綱（案）

（目的）

佐久市を代表する文化財「国史跡・重要文化財 旧中込学校」を広くPRし、市内外の観覧者が文化財に触れ・親しむ機会を提供するため、開校日記念事業を実施する。

（利用施設）

旧中込学校校舎及び資料館

（開催日時）

平成24年9月30日（日）午前9時～午後5時

（特別企画）

●無料開放（佐久市重要文化財旧中込学校及び資料館条例第6条による）

●保存会会長小林浜治郎氏による「旧中込学校の歴史のおはなし」

保存会会長小林浜治郎氏に、旧中込学校の設計・施工者「市川代治郎」氏の業績の紹介や、旧中込学校の歴史について講演いただく。

●太鼓楼の公開

見学要望の多い太鼓楼の公開。太鼓楼の中は狭く階段も急なため、公開に際し危険がないよう保存会の方にご協力いただき、太鼓楼入口及び内部に人員を配置する。

●「野点」の開催

（広報計画）

●佐久市HPによる紹介

旧中込学校は市外や県外の来訪者が多いことから、HPにより情報を発信する。

●八十二文化財団「提携文化施設 催しのご案内」8月号（8月10日発行）に掲載を依頼

●「広報佐久」9月号への掲載

●「エフエム佐久平」による周知

●佐久市記者クラブへの情報提供

取材の依頼と合わせて、特別企画の情報提供を行う。

●ポスターの掲示

市役所庁舎・各支所・文化施設・市内小中学校等にイベント案内を掲示する。

■国史跡龍岡城跡保存管理計画策定業務概要

本計画は「国史跡龍岡城跡」の保存管理を図るため、平成23年度・24年度の2カ年度で国の補助を受けて策定するものであり、各項目は検討事項として「国史跡龍岡城跡保存管理計画策定委員会」に示した案である。

本案を基に業務の一部を専門業者に委託して策定委員会と協議し、作業を進めていく。

史跡 龍岡城五稜郭 保存管理計画（案）

第1章 沿革と目的

保存管理計画策定の経緯

保存管理計画の目的

保存管理計画策定委員会の設置と経緯

第2章 現況

龍岡城五稜郭の指定に至る経緯

龍岡城五稜郭の指定範囲

佐久市の地勢・気候

龍岡城五稜郭の歴史的概要

龍岡城五稜郭の歴史と自然環境

史跡現況

利用状況

龍岡城五稜郭保存会

第3章 保存と管理

保存管理の基本方針

史跡の構成要素

史跡内（内郭）

史跡を構成する要素（遺構）

史跡に関連しない要素

史跡外（外郭）

史跡に関連する要素

史跡周辺地域

史跡に関連する要素

史跡案内看板

保存管理上の問題と課題

保存管理・維持管理の方法

第4章 整備と活用

整備と活用の基本方針

整備計画の策定

龍岡城保存整備計画

歴史の里整備計画

◆八幡神社について

長野県文化財保護審議会委員 吉澤政己さんによる
八幡神社現地確認及び地元指導について

日 時 平成24年6月14日(木) 午後2時～
場 所 八幡神社
出席者 八幡区小林区長、八幡神社総代 他6名
佐久市文化財保護審議会委員 依田委員・春原委員
文化財課課長 吉澤、文化財保護係長 岡部、係 井出

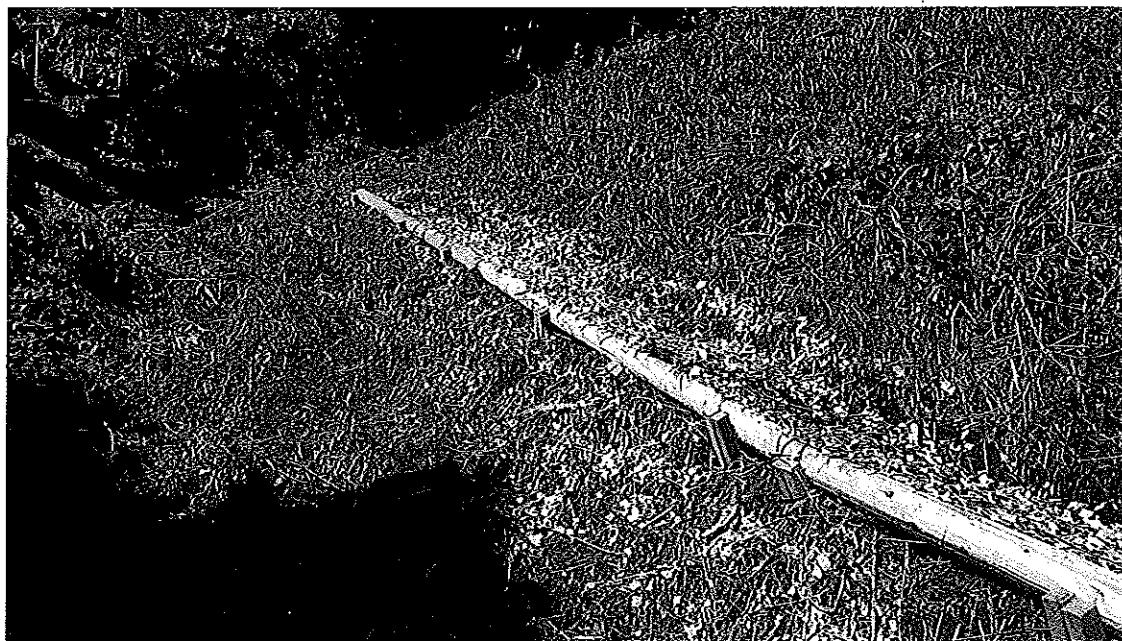
【現地指導の目的】

八幡神社の歴史的。文化財的価値の検証
建物・彫刻の保存・修理について

【保存・修理に関する指摘事項】

- 八幡神社本殿について
 - ・軒下に穴の開いている箇所がある。ハクビシン等動物の侵入が考えられるので、塞いでおくように
- 桑山の諏訪社について
 - ・柱に防腐剤が塗ってあることは、保存方法としては問題ない。彫刻部分には塗らないように注意してほしい。
 - ・屋根の飾りが取れている。雨の侵入の心配があるので修理を考えたほうが良い。
 - ・本殿屋根が銅板葺であるのに対し、拝殿とのつなぎ目が鉄製の屋根である。化学反応により鉄が溶けて穴が開く心配があるので、本殿と同様に銅板葺とするか、頻繁に塗装をするようにしたほうが良い。
 - ・棟札があるようなので、写真などによりきちんとした記録とした保存が必要である。
 - ・古文書により解ったことなどを住民に周知し、文化財の価値や歴史について理解を深めてもらったほうが良い。
そのためには、調査した資料などを整理し保存すること、役員が変更になっても確認できるように留意してほしい。;
 - ・以前区から要望もあったが、文化財課では学芸員による歴史講座等も実施しているので利用して欲しい。

平成23年度 前山城跡 遊歩道施工状況写真



平成24年度 前山城跡 遊歩道施工箇所写真



嫗の石像（佐久市有形文化財）標柱現状写真

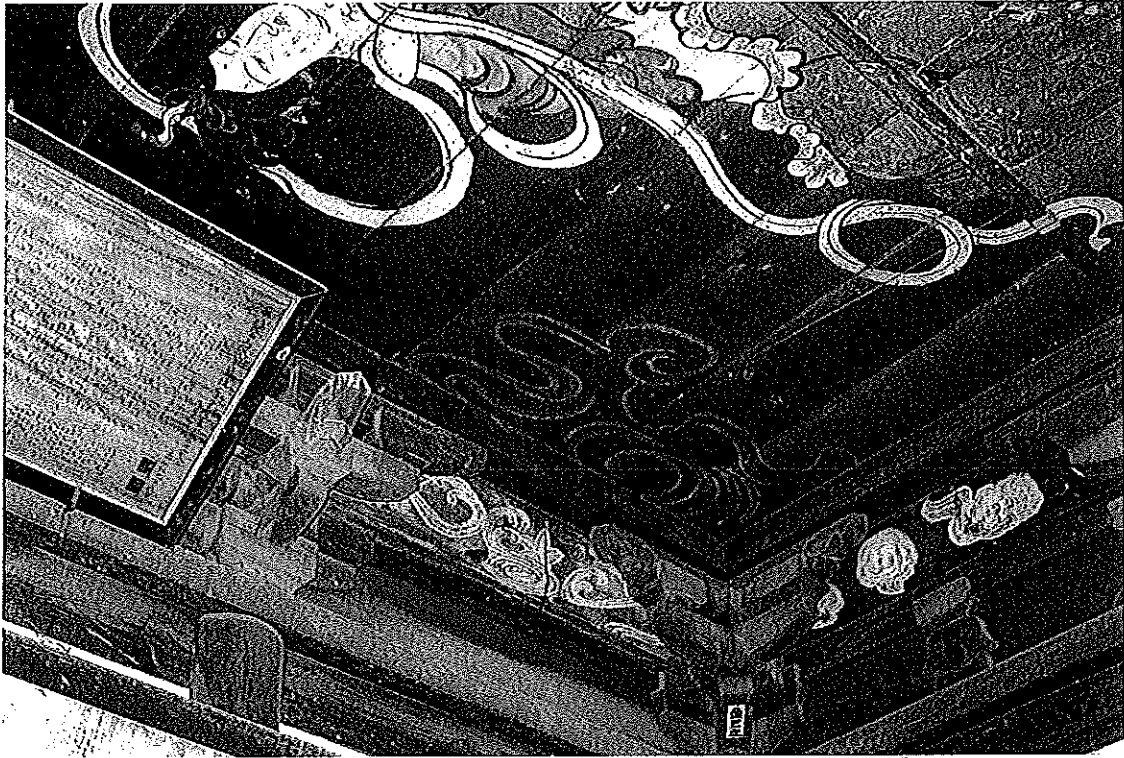
昭和58年3月25日指定



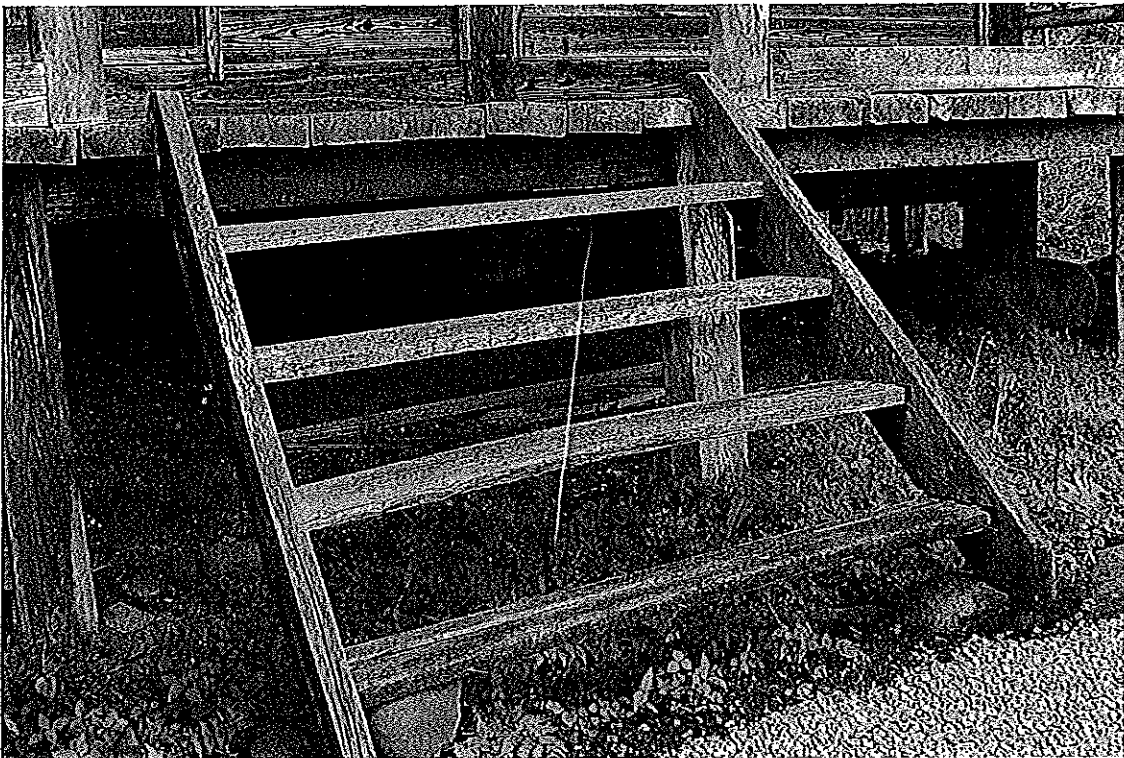
倉沢薬師堂の現地確認 H24.6.18



屋根の塗裝修繕



天井裏にコウモリが生息



北側階段の経年劣化による掛け替えを検討



薬師堂裏に市の緑化木促進での配付「ヒノキ」を植栽
(西日による建物への影響対策)



山からの水落の状況 (建物への湿気の影響)